



本邦 NGO 向けハンドブック 2022  
～ベトナムで国際協力活動をするために～





## はじめに

国際協力機構(JICA)では、「国際協力を日本の文化に」を理念に、日本国民が行う国際協力及びその普及や理解促進のため、市民参加協力事業に取り組んでいます。

市民参加協力事業の一つである草の根技術協力事業(以降、「草の根技協」)は、日本のNGO、大学、地方自治体などの知見・経験を活かした国際協力活動を JICA が支援し、日本の団体と現地パートナーが協働で実施する事業です。ベトナムでは、保健医療、農業・地方開発、環境保全、産業人材育成、防災、教育などの分野におけるベトナムの多様なニーズに対し、事業を通じて草の根レベルのきめ細やかな協力を支援することで、ベトナムの社会・経済開発への貢献を目指しています。

本書は4部構成となっています。第1章ではベトナムの地理、基礎的な情報や行政機関を述べています。第2章では、これまでの日本の団体のベトナムでの国際協力活動からみえた活動に当たってのヒント、参照すべき関連政令、そして活動事例を紹介しています。第3章は、日本の団体の国際協力活動を支援する JICA スキームの一つ「草の根技協」の紹介、第4章ではベトナムの抱える開発課題の分析、国際協力活動の経験があるベトナムの団体の紹介、草の根技協から見る日越連携事例などをまとめています。また、草の根技協の成功事例をまとめた別冊資料「草の根技術協力事業 事例集」もございますので、併せてご活用ください。

本書が、ベトナムでの国際協力活動に関心をお持ちの日本の団体にとって新たな活動のヒントとなり、円滑な活動実施の一助となれば幸いです。

2022年3月  
JICA ベトナム事務所

## ご利用上の注意

- 1) 本書では、2022年3月までのJICAベトナム事務所に蓄積された経験・情報と、草の根技協の実施団体、ベトナム関係機関やカウンターパート、ベトナムで既に活動している日本のNGOなど団体の任意のご協力により提供された情報を分析し、まとめています。また、本書内で紹介している組織や事例について、JICAが推薦する意図はございません。
- 2) 本書で紹介している「関連政令」、「必要な手続き」は、2022年3月時点のベトナムの関連政令に基づき、JICAベトナム事務所が独自にまとめたものです。最新の関連政令の入手のほか、必要な手続き、提出書類などは管轄省庁／地方人民委員会などにより異なる場合がありますので、必ずベトナムの関係当局へご確認ください。
- 3) 本書では、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、提供した情報の確認及び適用は、ご自身の責任と判断をお願いいたします。本書の記載内容に起因して何らかの不都合・不利益が生じましても、JICAベトナム事務所は一切の責任を負いかねますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

## 用語表

日本の団体	本書では、ベトナムにて国際協力活動を行う日本のNGO／NPO、大学、地方自治体などの機関／団体と定義。
カウンターパート	相手国実施機関(Counterpart Agency-C/P)。日本の団体が事業や活動を進める上での相手国パートナー。
受益者	対象とされている、されていないにかかわらず、直接もしくは間接的に便益を受ける個人、グループ、組織。「裨益者」とも表記される。
地方人民委員会	ベトナムの省(Province)や中央直轄市レベル(City under (the jurisdiction of) the Central Government)またはそれ以下の地方自治体。日本の市役所、町村役場に匹敵する機関。
大衆組織	政府・共産党が決定した政策、法律の周知、政治思想の啓発と宣伝の役割を担う、政治・社会連合団体。ベトナム祖国戦線、ベトナム女性連合、ベトナム農民連合、ホーチミン共産青年団、ベトナム労働総連合、ベトナム退役軍人会の6団体がある。中央から地方レベルにまで広がりを見せるため、政治的問題だけでなく、住民の生活に密着した問題にまで幅広く対応し、住民の意見やニーズなどを吸い上げる組織もある。

# 目次

## 第1章 ベトナム国の概況

1-1 ベトナム国 地図	1
1-2 ベトナム国 基礎情報	2
1-3 行政区分	4

## 第2章 日本の団体による国際協力活動

2-1 日本の団体とベトナムでの活動	6
2-2 活動の成果を持続・発展させるためのヒント	8
2-3 関連政令	12
2-4 活動事例紹介	16

## 第3章 JICA 草の根技術協力事業

3-1 JICA 草の根技術協力事業の特徴、事業形態	21
3-2 事業開始までの流れ	22
3-3 ベトナムで必要な手続き	23
3-4 海外 NGO の活動をサポートするベトナムの組織	24

## 第4章 ベトナムの課題への協力

4-1 ベトナムの抱える課題	26
4-2 現地パートナー	29
4-3 JICA 草の根技術協力事業からみる日本とベトナムの連携事例	38

# 第1章 ベトナム国の概況

# 1-1 バトナム国 地図



## 1-2 ベトナム国 基礎情報

### ◆基礎データ

面積	32.9 万km <sup>2</sup> （九州を除く日本の面積に相当）
人口（2020 年、ベトナム統計局）	約 9,762 万人
首都（2020 年、ベトナム統計局）	ハノイ（人口約 825 万人）
言語	ベトナム語
宗教	仏教、カトリック、カオダイ教ほか
政治体制	共産党の一党支配による社会主義共和国
民族	キン族約 86%、ほかに 53 の少数民族
通貨	ドン（đồng）
主要産業	農林水産業（GDP に占める割合 14.85%）、鉱工業・建築業（33.72%）、サービス業（41.63%）
国内総生産(GDP)（2020 年、IMF）	約 3,406 億米ドル（7,972 兆ドン）
経済成長率（ベトナム統計局）	7%(2019 年)、2.91%(2020 年)、2.58% (2021 年)
在越邦人数(外務省海外在留邦人数調査統計)	23,148 人（2019 年 10 月現在）
在日ベトナム人数(法務省在留外国人統計)	420,415 人（2020 年 6 月現在）
主要援助国(2015-2019 年、DAC 集計)	1.日本 2.韓国 3.ドイツ 4.米国 5.オーストラリア

### ◆地理的特徴と日本との関係

中国、ラオス、カンボジアに接する東アジアとメコン経済圏の要衝。鉱物、資源に恵まれ、東に南シナ海を臨み南北に長い地形は、北部に四季をもたらし、農水産物が豊富。勤勉な国民性と豊富な労働人口、地政学的条件などにより、海外からの直接投資が旺盛。グローバルサプライチェーンの集積地であり、日系企業の進出も進んでいる。日本が主導する TPP(環太平洋パートナーシップ)、RCEP(地域的な包括的経済連携)に参加。両国要人の往来も活発で、親日家が多い。

### ◆順調な経済成長と成長に伴う新たな課題への対応

近年は 7%前後の成長率を維持し、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、2020 年、21 年はプラスの経済成長を継続。一人あたりの GDP は 2005 年の 873 ドルから、2021 年に 3,742 ドルへと約 4 倍に増加した。一方、急激な成長に伴う、都市地方間の格差、水・大気汚染、廃棄物などの環境問題、社会の高齢化など新たな課題が顕在化。また、独自の言語や文化を持ち、国境付近に暮らす少数民族の教育や所得格差のほか、枯葉剤被害者救済、気候変動への対策も求められている。



◆安全情報

現地危険情報、新型コロナウイルス感染症などの最新情報を必ず事前にご確認ください。

・在越日本国大使館ホームページ

[https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

・外務省 安全情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

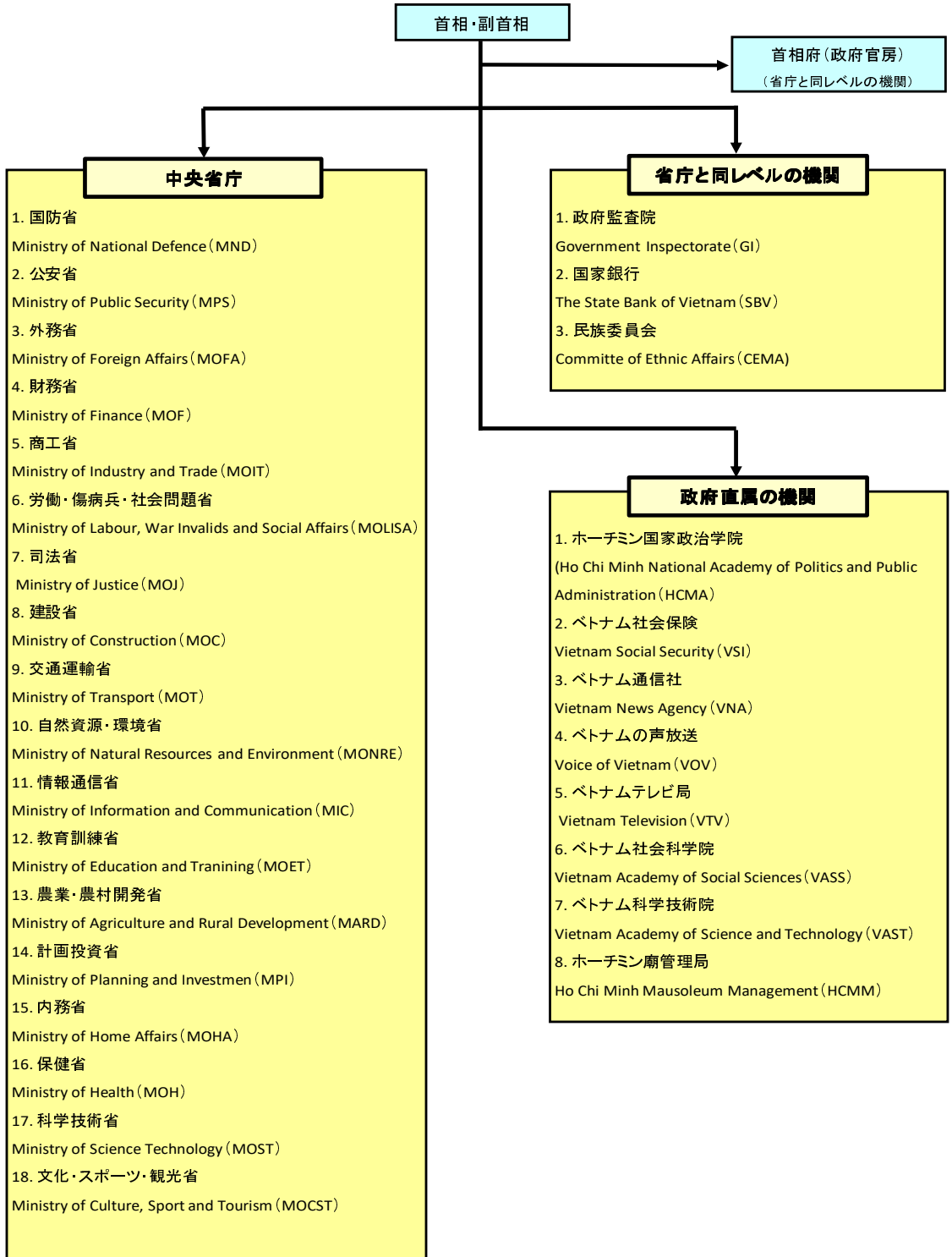
・たびレジ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

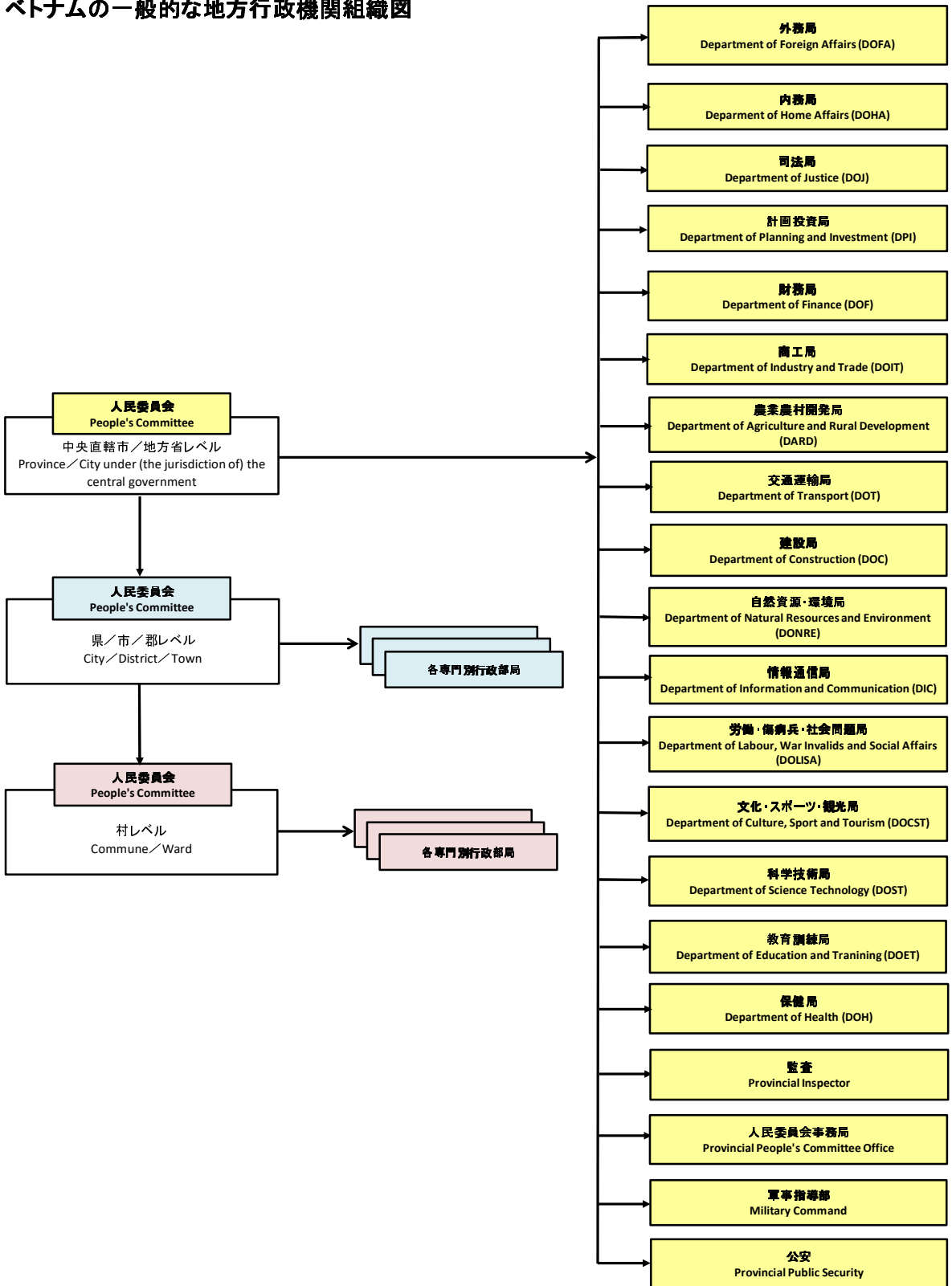
たびレジに登録すると、安全情報をメールで受け取れるほか、緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます。

# 1-3 行政区分

## ベトナム政府組織図



# ベトナムの一般的な地方行政機関組織図



\* 各専門別行政部局の構造は、省/中央直轄市によって異なる場合があります。

## 第2章 日本の団体による国際協力活動

## 2-1 日本の団体とベトナムでの活動

### ベトナムにおける日本の団体の活動背景と概要

1. ベトナムにおける日本の団体は、1990年初頭に本格的に活動を開始しました。分野は、保健医療、農業・地方開発、環境保全、産業人材育成、防災、教育など多岐にわたります。
2. NGO/NPO 法人、地方自治体、大学が主な団体ですが、近年は非営利団体の形態が多様化し、民間企業の参入も見られます。
3. ベトナムで活動する日本の NGO/NPO 等の団体は海外 NGO の一つと考えられ、当局への活動登録が必要です。



### 背景

ベトナムにおける日本の団体の活動は、1973年の日越外交関係樹立以前にさかのぼります。これらの活動の中には、ベトナム戦争中のベトナム人民への物資・非物資の支援などもありました。その後、1986年のベトナム政府のドイモイ（刷新）政策導入や、1992年の日本の対越政府開発援助（ODA）の再開を経て活動が本格化します。日本は、ベトナムの市場経済化へのスムーズな移行とそれに伴う課題、また、その後の急激な経済成長によって生じた新たな課題に対し、ベトナム政府から協力を求められていました。

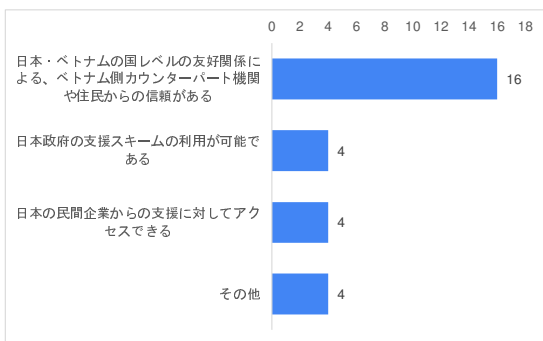
国家間での協力が推進される一方、複雑化、多様化するニーズに対して、日本のNGOや自治体、大学などによる市民レベルでのきめ細やかな協力も広がっ

ていきました。その範囲は保健医療、農業・地方開発、環境保全、産業人材育成、防災、教育など、多岐にわたっています。

また、JICA はこれまでの国際協力を通じて構築されたベトナムの中央・地方の政府機関などとのネットワークや蓄積された知見などを日本の団体の活動の支援に役立てるべく 2002 年にベトナムでの草の根技術協力事業を開始しました。これまでに 150 件(2022 年 3 月現在、実施中を含む)の日本の団体の活動を支援しています。

近年では両国政府要人の往来が活発化し、来年 2023 年には日越外交関係樹立 50 周年を迎えます。深化する両国の友好関係は、ベトナム側カウンターパート機関や住民からの日本に対する信頼を高め、ベトナムで活動する日本の団体の最大のモチベーションにも繋がっていることが調査結果から明らかになりました。(下図)

図: 日本の団体が考える強み



## 団体の形態

ベトナムで活動する日本の団体は、主に NGO/NPO などの非営利団体、地方自治体、大学などがあります。JICA 草の根技協においても、地方自治体や大学が実施団体の大部分を占めますが、近年は公益財団/社団法人、一般財団/社団法人、社会福祉法人、と団体の形態にも広がりが見えるほか、地方自治体と連携した民間企業の参入例もあります。

## 活動登録

地方自治体、学校法人、民間企業を除き、海外の NGO/NPO などの非営利団体がベトナムで活動するには、ベトナム当局への活動登録が必要です。ベトナムでは海外 NGO の定義が広く、NGO/NPO ほか、公益法人などの法人格を持つ団体も基本的には海外 NGO に分類されます(海外 NGO については、本書 2-3. 関連政令に記載のある、政令 12 号内で定義されています)。2022 年 3 月現在、32 の日本の団体が登録されており、登録団体数はアメリカ、フランス、韓国、オーストラリアに次ぐ 5 位に位置しています。

## 2-2 活動の成果を持続・発展させるためのヒント

日本の団体がベトナムで国際協力活動をする際、以下のような点に留意することで、活動の成果が上がるだけでなく、成果の持続・発展にもつながると考えられます。

### ヒント1. 受益者のニーズと関心を把握し、活動内容や手法を再確認

活動開始前に、対象となる地域の課題やニーズ、住民の関心を把握することが重要です。日本の経験や技術を一方的に適用するのではなく、現地に合うかどうかを確認し、早い段階で活動内容や手法を適宜見直すことが効果の発現につながります。また、活動の持続や他地域への波及、さらなる展開には、対象分野・地域を所管する省庁や地方人民委員会などの方針を踏まえた活動計画を立てることが有効です。

### ヒント2. 緊密なコミュニケーションにより、ベトナム側の理解、参加意欲を促進

活動開始時から、実施段階、途中のモニタリング時などにおいて、定期的に会議を開いたり、メールや電話を通じて継続的に緊密なコミュニケーションを図り、進捗や課題、達成度を双方で確認しながら活動を進めることで、ベトナム側の理解が促進され、活動に自主的、積極的に参加しようという意欲が高まります。近年では、SNS やウェブ会議システムを活用し、リアルタイムでのコミュニケーションも増えています。なお、ベトナムでは、英語でのコミュニケーションは一般的ではないことから、十分なコミュニケーションがとれるようベトナム語通訳のできるスタッフの配置計画も必要です。

### ヒント3. 参加型アプローチによって活動の成果を持続・発展

カウンターパートや現地住民などの受益者の積極的な参加が、成果の発現および持続性の維持を左右する重要な要素の一つとなります。現地の関係者の積極的な参加により活動を展開していく「参加型アプローチ」では、これまでに以下のような点を踏まえての実践が有効だとされています。

- 活動の目標を日本側とベトナム側の双方で確認し、明確にする
- カウンターパート、受益者が理解しやすいよう、活動を作業レベルにブレークダウンする
- 活動計画の策定や教材などを日・越の協同で検討・作成する
- 住民が主体的に活動に参加できる体制を構築するため、多くのステーク

ホルダーに対して影響力のある地域の意志決定者に早い段階から活動へ参加してもらう

#### ヒント 4. 効果の可視化と現地状況に合わせた教材の作成

活動中に効果を可視化することで、現地の人々に日本の経験や技術などが受け入れられやすくなります。また、教材はカウンターパート、受益者、専門家などの意見を基にベトナムの状況に合わせてカスタマイズし、現地主体で活動する際に使用が容易なものにする必要があります。

#### ヒント 5. 活動計画は状況に応じて柔軟に変更

活動開始後に、カウンターパートの人事異動や人員不足、組織体制が十分でないことが明らかになる場合もあります。また、活動の途中で当初想定していなかった受益者が確認されたり、新たな課題やニーズが見えてくる場合もあります。このような場合には、カウンターパートと協議を重ねながら、状況に応じて活動計画を柔軟に変更することが望めます。

#### ヒント 6. 外部に依存しない既存の資源や技術の活用

既存の技術や現地で入手できる材料などは、受益者の文化・習慣、技術・知識レベルに合致したものである場合が多いため、できる限り活用する事が望めます。これにより、カウンターパート、受益者の活動への参加や、活動終了後の普及も容易になります。

#### ヒント 7. 活動終了後を見据えた人材育成、能力開発

日本の団体の活動終了後に、ベトナム側が自立して活動を継続していくためには、率先して活動を引き継いでいく人材の確保と、その人材の能力開発が重要です。活動終了後を見据えた能力開発を実施計画の段階から立てることが望めます。人材育成は、トレーニングオブトレーナーズ(TOT)の実施や、研修生から現地関係者への経験・技術を伝える機会創出や体制整備などといった取り組みが有効です。

#### ヒント 8. 活動終了後の成果の持続・発展のための仕組み作り

ベトナム側機関がもともと技術やノウハウを普及する役割を持っている場合、



日本の団体の活動が終了しても本来業務を活用することで比較的継続性が高い傾向が見られます。一方、活動成果を継続するために新たな組織の設立が必要な場合は、もともとその役割を持っていないため、ベトナム側機関に対して、十分な技術移転を行う必要があります。モチベーションを維持できるように活動の必要性を十分に認識してもらうことが必要です。いずれの場合も、ガイドラインやマニュアルの作成、ウェブサイトや SNS などによる広報・啓蒙の仕組みの構築などを行うことが効果的です。

#### ヒント 9. 活動を継続するための資金確保

事業終了後にカウンターパートが活動を継続するには資金が必要です。カウンターパートが政府系機関の場合、予算を機関内部で確保するか、または上位機関などから配分してもらう必要があります。事業実施中から、予算にかかる担当部署／機関と調整し、活動の重要性を認識してもらうことが肝心です。また、活動を継続する主体が任意団体(住民・農民グループなど)の場合、外部から活動資金を持続的に調達できる仕組みについて検討することが望ましいです。

## 日本の団体の国際協力活動に対するベトナム側の評価・提言

パコム(PACCOM: People's Aid Coordinating Committee)は、ベトナムで活動している海外 NGO の活動を管理する窓口機関であり、ベトナムにおける海外 NGO の活動促進を目的とした活動を行っています(本書の 3-4 に本組織の説明があります)。

日本だけでなく世界各国の海外 NGO などの支援活動全般に係る知見を持つ PACCOM は、日本の団体の活動を、①持続性、実効性が高く、②活動分野がベトナムのニーズを押さえたものであると高く評価されています。

・日本の NGO 等の団体のポテンシャルは高く、ベトナムで活動する日本の団体数が増えて行くことが望まれている。支援額が欧米 NGO と比較して平均的な水準であるにもかかわらず、持続性と実効性が高いことから、現地受益者から高く評価されている。

・更に、日本の NGO 等団体は、ベトナムの対象地域や現地受益者のニーズ・状況に即した新しいモデルを開発し、構築・導入をしているため、活動や成果の継続・発展に大変有効である。

・日本の NGO 等団体の主な活動分野は、教育訓練・職業訓練、保健、障害者支援、農村開発で、ベトナムの優先的ニーズを踏まえたものである。

日本の団体へは、活動の成果の持続が期待され、長期の活動を望む意見がありました。このような意見に対しては、必ずしも長期的な活動を計画するのではなく、活動終了後もカウンターパート、受益者が自主的な活動を行うための人材育成や成果の持続・発展につながる仕組みづくりを行うことを望まれます。また、日本の民間企業が社会的責任(CSR)によるアプローチを通じて、積極的に活動を行うことも期待されています。

## 2-3 関連政令

ベトナムで国際協力活動を行う際に、参照が必要な主な政令は以下のとおりです。

1. 「海外の機関、組織、個人による対ベトナム政府開発援助を除く無償援助の利用及び管理について」(政令 80/2020/ND-CP)
2. 「ベトナムにおける外国 NGO の登録及び運営管理に関する政令」(政令 12/2012/ND-CP) 及び実施細則(通達 5/2012/TT-BNG)



関連政令を基本としつつも、一方で、その解釈や実際の手続きについては、活動分野や対象地域を所管するベトナム側の関係省庁や地方人民委員会の担当者などにより異なります。そのため、カウンターパートや PACCOM との連絡体制を整え、自主的な情報収集に努めるとともに、カウンターパートを通じた所管機関との密なコミュニケーションが必要となります。

日本人になじみのない手続きでも、ベトナムでは常識とされる手続きが多々あります。ベトナムの事情を理解しているベトナム人と協力し、手続きの詳細などについてカウンターパートを通じて所管機関へ問合せてください。

日本側にベトナム人スタッフがいない場合は、カウンターパートのスタッフなどに協力を仰いでください。

ベトナムで活動するすべての海外 NGO はいくつか参照すべき関連政令や通達があります。

(1) 海外の機関、組織、個人による対ベトナム政府開発援助を除く無償援助の利用及び管理について(政令 80/2020/ND-CP)

*Nghị định số 80/2020/ND-CP của Chính phủ: Quản lý và sử dụng viện trợ không hoàn lại không thuộc hỗ trợ phát triển chính thức của các cơ quan, tổ chức, cá nhân nước ngoài dành cho Việt Nam*

(参照リンク <https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpq/2020/07/80.signed.pdf>)

本政令は、合法的に設立された外国の機関、組織、個人による、ベトナムにおける経済社会開発、人道支援の目的の非政府援助の活動に係る管理規定を示したものである。海外 NGO やその他海外の個人や組織による非政府援助活動については、政府が一元管理を行う事が定められている。また、海外 NGO のベトナム法規の遵守の必要性についても規定している。

主な規定内容は以下のとおりである。

- 援助実施の際にはベトナムの法律に従わなければならない。
- 援助は、ベトナムの管轄当局によって承認された場合に限り、実施することができる。
- 援助資金は、合法的な資金を原資とする必要がある。
- 法律の定めるところにより、輸入禁止品リストに記載されている貨物(備品・設備を含む)の受け入れは禁止である。
- カウンターパートを管轄する行政機関は、援助の効果的な実施について全面的に責任を負う。
- 援助に費やされる費用は援助受入口座を利用し運用され、キャッシュフローは透明性を確保し、本政令に従って報告されなければならない。
- 国の予算によらない援助の場合、援助受入機関(ベトナム側カウンターパート)は、援助の目的の達成、成果の利用、および規則の遵守を担保し、自ら管理・責任を負う必要がある。
- 援助が承認された日から 6 か月が経過した後、合理的な理由なく援助が実施されなかった場合、承認当局は、援助の承認を取り消すことが可能となる。

## (2) ベトナムにおける海外非政府組織(海外 NGO)の活動の登録と管理について(政令 12/2012/ND-CP)

*Nghị định số 12/2012/NĐ-CP của Chính phủ về đăng ký và quản lý hoạt động của các tổ chức phi chính phủ nước ngoài tại Việt Nam*

(参照リンク <https://chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=155650>)

海外 NGO がベトナムで活動を行なおうとする場合、事業の規模によって各種の登録は義務であり、登録書の給付はベトナムからの正式な認可という意味付けがある。本規則は、その登録に係るものであり、登録の実施、及び登録された情報の管理(助成、更新、補足、修正、再付与、停止及び終了)について規定するものである。本規則は他国の法律に基づき設立された非政府組織、非営利組織、非営利団体、社会的基盤、民間財団、その他の社会的・非営利組織にも適用される。

主な規定内容は以下のとおりである。

- 活動を実施しようとする海外 NGO は本規則に従い、所定の手続きとして COMINGO(PACCOM)経由で外務省から活動登録書、プロジェクト事務所設立登録書、代表事務所設立登録書のいずれかの登録書の発給を受けなくてはならない。
- 登録書の給付を受けた後も、海外 NGO は、管轄当局の指導に従いカウンターパートと協力してベトナムが定める所定の手続を行なうことが義務とされているので、適宜、対応する必要がある。
- 海外 NGO がベトナムで活動を行なう場合、活動開始前に関係省庁や地方省人民委員会から、実施するプログラム・プロジェクトに対する承認を得ることが必要となる。承認されなければ、いずれの海外 NGO もベトナムでの援助活動を開始できない。
- ベトナムにおける海外 NGO の活動は、発行された登録書の中に規定された内容に従わなければならない。
- ベトナムにおける海外 NGO の活動については、6 か月毎に実施した活動を関係機関に通知し、報告する必要がある。
- 海外 NGO は、ベトナムの法律に従い、外国人およびベトナム人従業員の雇用、就労、印鑑の登録、銀行口座の開設、備品・設備などの輸入を許可されている。
- ベトナムの税法に従って、外国の代表者、従業員および専門家に対する個人所得税が適用される。外国人従業員は、ベトナムの法律の現行規定に従った労働許可の申請が必要である。

(参考)政令 12 号の運用を規定する通達 5 号

ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録及び管理に関する 2012 年 3 月 1 日政府  
政令 12/2012/ND-CP の施工ガイドライン(通達5/2012/TT-BNG)

*Thông tư 05/2012/TT-BNG ngày 12/11/2012 hướng dẫn thi hành Nghị định số 12/2012/NĐ-CP ngày 01 tháng 3 năm 2012 của Chính phủ về đăng ký và quản lý hoạt động của các tổ chức phi chính phủ nước ngoài tại Việt Nam*

(参照リンク <https://datafiles.chinhphu.vn/cpp/files/vbpq/2013/06/tt-05.pdf>)

# NPO法人 愛智

### 組織沿革

- 2009年 代表者の林氏がベトナムで活動開始
- 2013年 特定非営利活動法人として認証
- 2016年 ベトナム外務省外務局から海外NGO許可受領

### 代表者

林 康仁 (PACCOMのNGO登録記載の代表者)

### 連絡先

Email: cx64@nifty.com

### 人員数

2名

### ベトナムでの活動

- 2009年よりベトナムで、教育セクター、特に日本語教育支援に重点を置いて活動を実施している。2016年2月からは教育プログラム「Nihon-Iro(日本色)」を立ち上げ、ハノイ市内でベトナム人学生やベトナム人および日本人日本語教師と連携し、日本語発表会、日本語勉強会、日本語教育セミナー、オンライン交流会、ビジネス日本語支援事業を実施している。
- 異文化コミュニケーションとしての視点を尊重し、(ベトナムから日本へ移住したベトナム人を含めた)ベトナム人の日本語教育支援を行っており、日本語を使用する就労や日本留学、日本への移住支援などにも取り組むことを予定している。



- 日本語教育支援の際には、生徒に対して、日本語を覚える場を与えるだけでなく、日本語を使った思考の機会を提供することを心がけている。例えば、授業ではその日の授業のテーマに沿って生徒が自分の考えをまとめて発表し、日本語を使ったアウトプットの機会を提供するようにしている。また、そのような学生の発表を YouTube や Facebook で発信している。



# NPO法人 シーエスアールスクエア

2017年 設立

## 組織沿革

2017年9月 特定非営利活動法人として認証

2020年2月 ベトナムにおける海外NGO登録取得

## 代表者

穴戸 仙助 (PACCOMのNGO登録記載の代表者)

## 連絡先

Email: shishido.csr2@gmail.com

## 人員数

8名(理事6名、監事2名)

## ベトナムでの活動

- 福島・日本・世界の子供たちのために以下の3つの活動を行っている。
  - ① 東南アジア(ベトナム、ラオス)の子供たちの学習環境の改善
  - ② 日本の児童生徒による継続支援と交流活動: 出前講座を受けた児童・生徒による募金・寄付
  - ③ 日本の先生方と児童生徒の現地視察による、「学び教える勇気と希望の再発見」
- 2017年に教育環境の整備を目的として、ベトナムでの活動を開始した。ベトナム中部 Quang Nam 省や北部 Tuyen Quang 省などの山岳少数民族の子供たちの教育環境を整備することを目的として活動を開始した。学校校舎の改築、ランチルーム・寮・トイレの整備、井戸掘り、教育機器・文房具・スポーツ用品・図書の本の整備、小規模水力発電所の設置による電気の地産地消体制構築などを行っている。少数民族同士が支えあい共存するコミュニティの基礎となる場として、学校の教育環境の向上を支援している。
- 日本の中学・高校生や教員が現地へ赴き、そこでの交流を通じて東南アジアの現状を知り、現地での貧しい教育環境の中でも家族のために精一杯学ぶ姿を知ること、学ぶことの意味や意義を再確認してもらう活動を行っている。
- 2021年にはオンラインによる交流会が3回開催され、地域や文化、民族(民族服や楽器など)の紹介が行われ、生徒たちの相互理解が図られた。





# NPO法人 Seed to Table

## 組織沿革

2009年7月 設立  
2010年4月 東京都より特定非営利活動法人として認証

## 代表者

伊能 まゆ (PACCOM の NGO 登録記載の代表者)

## 連絡先

Email: Info@seed-to-table.org

## 人員数

2名

## ベトナムでの活動

- **2009年** ベトナムでの活動を開始
  - **～2018年** 北部山岳地帯
  - **～2020年** 南部メコンデルタのベンチェ省で活動
  - **2019年～** 南部メコンデルタのドンタップ省にて活動
- する Seed to Table はベトナム支援に特化した NGO であり、農村や都市に住む人々、中央省庁や地方行政機関、専門機関や企業とも様々な形で協力した活動を進めている。これらの活動は地域ごとの風土や考え方を活かし、以下の活動指針に沿って実施している。
- ① 既存資源を活かした環境に負荷をかけない農業の推進
  - ② 地域の自然や文化を守り、活かし、暮らしを改善する
  - ③ 地域の資源を活かした加工品と仕事づくり
  - ④ 農村と都市を結ぶ 人と人を結ぶ 具体的な活動としては
- 農業支援: 在来種の稲の復元・記録事業、持続的農業の実践による貧困世帯の生計改善事業、有機農産物の品質・生産技術の向上および市場アクセスの改善を通じた小規模農家の生計改善、有機農産物の加工
  - 環境教育事業: 水質測定、生物調査、エコツーリズムのコースづくり、学校菜園の設置、有機農業と生態系を学ぶ研修実施などが挙げられる。
- とりわけ、農業支援では、研究事業や農業技術指導に加え、バリューチェーンの改善など、農家との生計向上を目的とした包括的な支援も行っている。また、ベトナム国内外での農業関連ネットワークの活動にも積極的に参加し、大学や研究機関とも連携している。



# NPO法人 ベトナム簿記普及推進協議会

## 組織沿革

2008年 設立  
特定非営利活動法人として認証

## 代表者

小久保 秀郎 (PACCOM の NGO 登録記載の代表者)

## 連絡先

Email: Hidero.kokubo@mail.o-hara.ac.jp

## 人員数

6名

## ベトナムでの活動



- ベトナム簿記普及推進協議会は、2008年よりベトナムで会計教育分野での活動を行っている。ハノイ貿易大学日本語学部、ハノイ大学日本語学部、ベトナム日本人材開発インスティテュート(VJCC)を対象に、特にベトナムに進出している本邦企業の即戦力となる人材の育成を目的として、日本語を用いた会計教育・簿記コースを実施している。主な受講生は日本語を習得している会計学習の希望者、日系企業の職員などである。
- 簿記コースでは、主に基本的な会計知識と会計用語の習熟を目指すと共に、受講生同士が互いに教えあう活動に重点を置いている。
- このほかに、大学生に対する職業教育の一環として、かつ日系企業や管理者の考え方を知ってもらう場として、日系企業のビジネスパーソンもしくは専門家による特別講義を実施している。併せて、学生による日系企業の工場見学、事務所見学を行い、日本の企業風土や文化に係る学生の知見を深める機会を設けている。
- また、毎年、優秀な成績で修了した数人の学生を日本に招へいし、会計実務を経験する場を設けている。さらに、日本の簿記検定を2016年からベトナムに導入し、年に2~3回開催しており、簿記検定1級・2級を目指す学生に対しては通信講座を実施している。

# NPO法人 民族フォーラム

## 組織沿革

1997年 組織設立  
2004年 特定非営利活動法人として認証

## 代表者

新村 栄 (PACCOM の NGO 登録記載の代表者)

## 連絡先

Email: nationforum@fan.hi-ho.ne.jp

## 人員数

30名(内訳:理事14名、監事1名、顧問2名、その他13名)

## ベトナムでの活動

- 2003年からベトナムで、視覚障害者の自立支援、就労支援、就学支援、社会生活への参加促進などの多方面にわたる支援活動を行っている。これらの活動は、JICA、外務省、埼玉県、(独)福祉医療機構などの公的な資金協力及び(福)国際視覚障害者支援協会、在ベトナム日系企業、ハノイ日本婦人会などの協力を得て、ベトナム盲人協会(Vietnam Blind Association; VBA)を主たるカウンターパートとして実施してきた。具体的な活動として以下が挙げられる。



- ① 点字プリンターなど機材供与、PC能力向上
  - 2003～2004年 ベトナム点字図書館運営支援(JICA 草の根技術協力事業)
  - 2008～2009年 ベトナムの視覚障害者のための職業創生と自立支援(外務省)
  - 2009～2010年 ベトナムの視覚障害者自立支援－ITによる展示図書の普及と人材育成(外務省)
- ② 視覚障害者の就労支援
  - 2009～2010年 ハノイ市 Dong Da 地区青年視覚障害者のためのマッサージ職業訓練による就労支援と社会参加の促進
  - 三つ編み工房“Plaits”による布製手工芸品の製作・販売支援
- ③ ベトナムの視覚障害児の就学支援活動
  - 2010～2012年 初など教育の展示教材の作成及び教員養成(国際ボランティア貯金寄附金に係る援助事業)

## 第3章 JICA 草の根技術協力事業

### 3-1 JICA 草の根技術協力事業の特徴と事業形態

JICAの草の根技術協力事業(以降、「草の根技協」)は、日本のNGO／NPO、大学、地方自治体及び公益法人などの団体による開発途上国への国際協力活動を JICA が促進・助長する事業です。

#### 3つの重要な視点

1. 日本の団体が主体的に行う、人を介した「技術協力」であること  
(現地関係機関との協働が前提)
2. 開発途上国の地域住民の生活改善、生計向上に役立つ事業であること
3. 日本の市民の国際協力への理解・参加を促す機会となること

- 草の根技協は国の資金をもとに、日本人専門家による対象国での活動や、日本や対象国で行う研修・セミナー、これらに必要な資機材の供与などを組み合わせたプロジェクト型の協力です。
- 従来のODAは、開発途上国の政府から要請を受けて、政府間ベースで実施されてきましたが、草の根技協は、日本の提案団体と現地パートナーの協働作業によって実施されます。各事業のアプローチは実施団体に委託し、バラエティに富んだ地域の多様なニーズにもきめ細かな対応が可能です。

#### 草の根技術協力の3つの事業形態

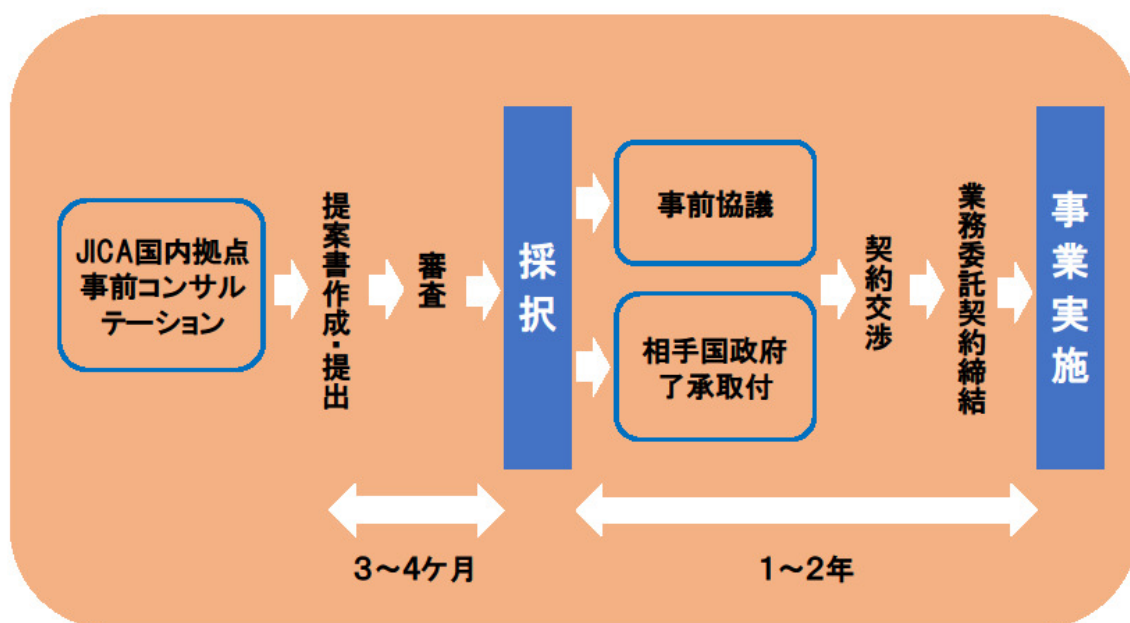
	草の根協力支援型	草の根パートナー型	地域活性型
対象団体	国際協力の経験が少ない NGO などの非営利団体、大学、公益法人  (注)原則として日本国の法人格を有し、国内外の活動実績が2年以上必要	国際協力の経験が豊富な NGO などの非営利団体、大学、公益法人、民間企業(非営利活動)  (注)日本国の法人格を有し開発途上国・地域への国際協力実績が2年以上必要	地方公共団体  (注)事業実施は地方公共団体が推薦する NGO などの団体でも可
金額	上限 1,000 万円	上限 1 億円	上限 6,000 万円
実施期間	最大 3 年	最大 3 年	最大 3 年

## 3-2 事業開始までの流れ

草の根技協の事業開始までに、大まかに以下のような流れで手続きが進行します。

1. 最寄りの JICA 国内拠点が、日本の団体の皆様の事業のアイデアについて事前コンサルテーションをいたします。
2. コンサルテーションを踏まえ、事業提案書を作成いただき、JICA へご提出ください。
3. 事業提案書の審査の結果、採択となりましたら、JICA との事前協議が始まります。同時に相手国政府の了承を得る手続きを開始してください。
4. 上記3の終了後、JICA との業務委託契約となります。

### 事業開始までのフロー図



(注)詳細は、最寄りの JICA 国内拠点へお問い合わせください。

<https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

### 3-3 ベトナムで必要な手続き

草の根技協の採択後、日本側実施団体とカウンターパート、ベトナムの関係機関が協同し、進めていただく手続きは以下のとおりです。

1. 覚書(Minute of Meeting、M/M)の締結
2. ベトナム当局への NGO 登録(ベトナムの法律に則り実施)
3. ベトナム政府の事業了承取付

上記手続きが完了した後、日本側実施団体と JICA で業務委託契約を締結します。

#### ベトナムでの事業実施に必要な作業

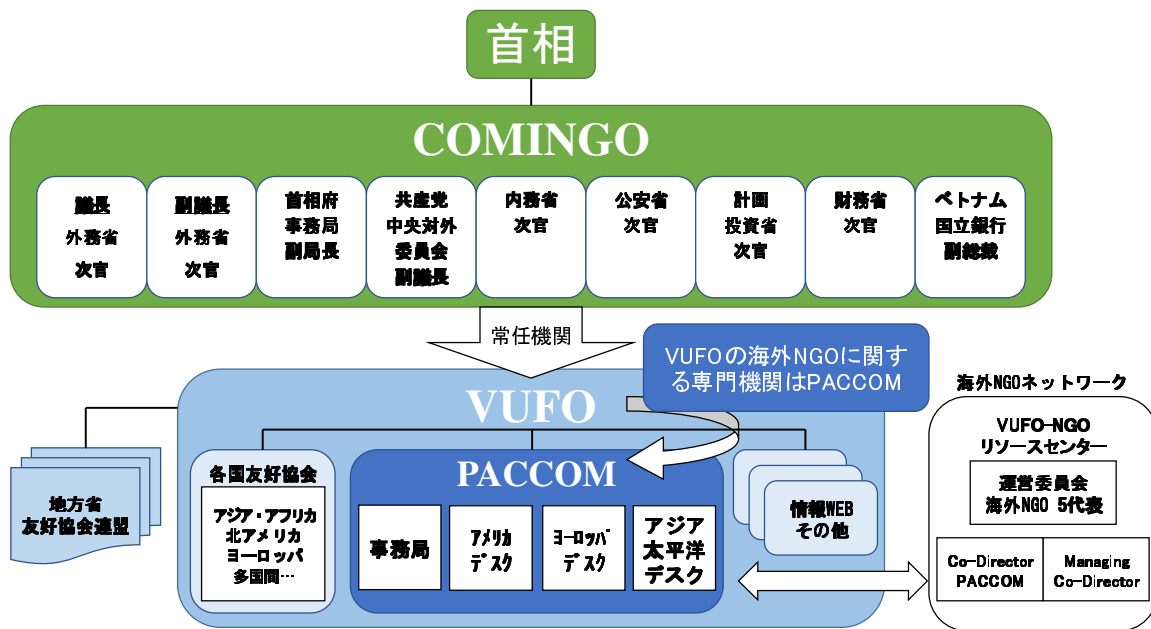
作業項目	作業の概要	所要日数
1. 覚書の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動の詳細や実施機関の役割などを取り決め、日本側実施機関とカウンターパートが覚書案(英語・越語)をまとめる。</li> <li>• 日本側実施機関、カウンターパート、JICA ベトナム事務所が覚書を締結する。</li> </ul>	6か月程度  (日本側実施団体とカウンターパートの調整状況により異なる)
2. NGO 登録 (地方公共団体や学校法人、民間企業などは不要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本側実施機関が NGO 登録申請書類一式を準備し、PACCOM(本書 3-4 参照)に提出する。</li> <li>• ベトナム外務省発行の「NGO 活動登録書」を、PACCOM を通じて受領。「活動実施通知レター」を作成し、45 日以内に活動対象地域の地方人民委員会に提出する。</li> </ul>	3か月程度  (規定上は、申請書が受理されてから45営業日とされている)
3. 事業了承取付	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カウンターパートが活動対象地域を所管する機関に提出する事業実施申請を作成。</li> </ul>	1~3か月程度

(注)詳細は、JICA ベトナム事務所へお問い合わせください。

[https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_support/japandesk/jd\\_vietnam.html](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_support/japandesk/jd_vietnam.html)

### 3-4 海外 NGO の活動をサポートするベトナムの組織

海外 NGO を支援するベトナム側の窓口として、PACCOM(パコム/人民援助調整委員会)という政府関連機関があります。海外 NGO の活動管理に係る直接的な窓口機関であり、ベトナムにおける海外 NGO の活動促進を目的として活動しています。



(\*)COMINGO(コミング/海外 NGO 事業委員会):VUFO の上位機関として、ベトナムにおける海外 NGO の活動の円滑化と活性化を図るため、ベトナム政府から委任された国家委員会。ベトナムの海外 NGO の活動の方針を示すと共に、課題の解決や指導、首相への助言を行っている。

(\*)VUFO(ヴツフォ/ベトナム友好協会連名):PACCOM の上位機関として、ベトナム国民と世界各国の国民との友好的・協力的関係の構築と促進を行っている大衆組織。



## PACCOM (パッコム)

PACCOM(People's Aid Coordinating Committee)は VUFO に属し、海外 NGO の活動管理に係る直接的な窓口機関であり、ベトナムにおける海外 NGO の活動促進を目的として活動しています。事務局のほか、アメリカデスク、ヨーロッパデスク、アジア太平洋デスクがあり、日本の NGO はアジア太平洋デスクが担当しています。PACCOMは、国家レベル、全国 63 省および中央直轄都市の全てにおいて、NGO に関する実務実施のためのネットワーク機能を有しています

### PACCOM の主な役割

- (1) 海外 NGO とベトナム組織や地方とのパートナーシップの促進
- (2) 海外 NGO に対する関連法制度の情報提供
- (3) 海外 NGO と活動するベトナム機関の支援、及び海外 NGO とベトナム機関のマッチング
- (4) 海外 NGO の活動登録の発給
- (5) 査証の発給、現地活動の調整
- (6) 海外 NGO の活動とベトナム地方のニーズに関する情報の周知
- (7) ベトナムにおける海外 NGO の活動に係る政策への提言
- (8) 海外 NGO 関連情報の周知
- (9) 海外 NGO の活動に係るニーズ検討、戦略立案、プログラム・プロジェクト立案、およびモニタリング・評価

## 第4章 ベトナムの課題への協力

## 4-1 ベトナムの抱える課題

分野別のベトナムの開発課題としては、以下のようなものが挙げられます。

- 産業競争力強化・人材育成支援
- 環境問題への対応
- 災害・気候変動の脅威への対応
- 社会・生活面の向上と貧困削減および格差是正
- 保健医療、福祉、社会保障・社会的弱者支援
- 高齢化や非感染症疾患などの新たな課題への取組

項目	課題の特徴
産業競争力強化・人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 日本からベトナムには、大手自動車、二輪車、電機メーカーなどの大手製造業が進出。一方、依然として海外からの部品調達率が高く、国内の裾野産業の発達が十分とは言えない。「ものづくり」大国日本のノウハウ、技術が産業振興に求められ、人材育成のニーズが高まっている。</li><li>• 地方域では、地域振興に寄与する産業競争力の育成・強化に係るニーズが存在する。このようなニーズへの対応の際には、既に地元にある資材・資源の活用を検討する必要がある。</li></ul>
環境問題への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 急速な都市化により、都市部のPM2.5(微小粒子状物質)問題に代表される大気汚染、生活排水、産業排水による水質汚濁、廃棄物による影響などの都市環境問題が顕在化している。</li><li>• ベトナムの地域住民や地方行政機関と連携した活動への支援が有効と考えられる。対象分野としては水質モニタリング・汚濁対策、廃棄物管理改善などが挙げられる。</li></ul>

項目	課題の特徴
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大気汚染の軽減については、身近なモーダルシフトの施策として、自転車の運用促進といった活動の推進を支援するなど考えられる。</li> </ul>
災害・気候変動の脅威への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベトナムは、東南アジア諸国の中でも風水害による被害が大きい国の一つである。特に、中部地域は台風を含む熱帯低気圧の影響を強く受け、風水害、土砂災害の影響を受けている。</li> <li>• ベトナムは南北に伸びた国土と長い海岸線を有し、気候変動の影響に対し脆弱である。海面上昇による塩水遡上が進むことで淡水への影響のほか、干ばつや洪水による影響も懸念されており、気候変動リスクの軽減に係る活動の促進が求められている。</li> </ul>
社会・生活面の向上と貧困削減および格差是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベトナムの貧困率は 1986 年のドイモイ政策により市場経済の導入後、確実に低下しているが、一方で都市と農村の格差の拡大、といった課題が顕在化している。また、同じ農村部でも北部山岳地域、中部高原、中央沿岸北部といった地域で貧困率が高い傾向が見られ、農村地域内の格差も存在する。</li> <li>• 北部の山岳地域などを中心とし、特に辺境の地方域において、教育機会の格差、産業振興の必要性、といった課題が挙げられる。</li> <li>• 上記のような格差の問題は、山岳地域や高原地域に居住する少数民族で顕著である。</li> </ul>
保健医療、福祉、社会保障・社会的弱者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本分野は世銀、ADBなども支援を注力している分野である。</li> <li>• これまでの日本の医療機関や大学による保健医療分野の支援事例が多い。 視覚障害者に対する日本の団体の支援の事例もあり、社会的弱者に対する支援のニーズは高い。</li> </ul>
高齢化や非感染症疾患などの新たな課題への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベトナムは2017年に高齢化社会(WHO 基準による高齢者人口比率 7%)になり、高齢者に対するケア(老年看護)の充実、介護施設の整備などの施策が急</li> </ul>

項目	課題の特徴
	<p>務となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 日本の高い医療技術、病院の管理体制などを活用した非感染症疾患への対応能力向上に係るニーズが存在する。</li></ul>

## 4-2 現地パートナー

これまで日本の団体のカウンターパートとしての実績があるベトナムの現地実施機関には、以下のような機関があります。

- 科学技術関連の活動を行う学術機関
- 健康、福祉関係の活動を行う学術機関／教育施設
- 省・市単位で地域振興、社会的に脆弱なグループの支援活動を行う団体
- 環境保全、廃棄物管理、気候変動対策分野の活動を行う団体
- ホーチミン共産青年団、ベトナム女性連合等の大衆組織

- 科学技術関連の活動を行っている学術機関は、産業競争力強化、地域振興などの開発課題に係る支援を行う際の現地実施機関の候補となり得ます。
- 健康、福祉関係の活動を行っている学術機関／教育施設は、保健医療、福祉、社会保障といった開発課題に係る支援を行う際の現地実施機関の候補となり得ます。
- 省・市単位で地域振興、社会的に脆弱なグループの支援活動を実施している団体は、社会的弱者支援、社会・生活面の向上と貧困削減および格差是正などの開発課題に係る支援を行う際の現地実施機関の候補となり得ます。
- 環境保全、廃棄物管理、気候変動対策分野の活動を実施している団体は、団体ごとに得意とする分野があります。効果的な支援を行うためには、活動の目的と現地実施機関の得意な分野の一致について注意する必要があります。
- ホーチミン共産青年団、女性連合などの大衆組織は各市・省・地区などの行政単位ごとに存在します。様々な開発課題への取り組みについて、女性、若者の参加を促したい場合には、これら団体との連携を図る事をお勧めします。

次ページ以降では、日本の支援に参加したベトナムの機関を紹介します。

## 科学技術関連の活動を行う学術機関

組織	Vietnam Union of Science and Technology Associations (VUSTA)
住所	53 Nguyen Du, Hanoi City
ホームページ	<a href="https://en.vusta.vn/">https://en.vusta.vn/</a>
設立年	1983
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外の科学技術分野の有識者ネットワーク構築</li> <li>• VUSTA 加盟団体の共通課題に取り組むため、関係行政機関と加盟団体のコーディネートを実施</li> <li>• VUSTA 加盟団体及び科学技術分野の有識者の法的権利及び利益の保護</li> </ul>





## 健康、福祉関係の活動を行う学術機関／教育施設

組織	Research & Communication Centre for Sustainable Development(CSD)
住所	Room 903, 9th Floor, Vietnam Trade Union Hotel, 14 Tran Binh Trong, Hoan Kiem District, Hanoi City
ホームページ	<a href="https://www.facebook.com/csdvietnam/">https://www.facebook.com/csdvietnam/</a> (Facebook)
設立年	2010
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>北部の少数民族の子どもたちを対象とした健全な学習環境の整備を目的とするベトナムの市民団体。</li> <li>コミュニティと社会のための教育プロジェクトを実施し、住民の意識向上と持続可能なコミュニティ開発に貢献。</li> </ul>





## 地域振興、社会的に脆弱なグループの支援を行う団体

組織	Institute of Population, Health and Development (PHAD)
住所	132 / 18 Hoa Bang, Cau Giay District, Hanoi City
ホームページ	<a href="https://www.phad.org/en/">https://www.phad.org/en/</a>
設立年	2009
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>PHAD は、健康と福祉の基本的な人権を保護するための研究、訓練、介入を通じて、人間、特に女性と他の不利な立場に置かれた人々の健康の改善と公平性の維持を目的とした学術機関</li> <li>非営利の科学技術機関であり、ベトナム科学技術協会(VUSTA)のメンバー</li> <li>政策立案者、保健専門家、民間セクター、一般市民に対して、客観的かつエビデンスに基づいた助言を提供。</li> </ul>



## 環境保全、廃棄物管理、気候変動対策分野の活動を行う団体(1)

組織	Center for Hand-on Actions and Networking for Growth and Environment (CHANGE)
住所	Block B, Toa nha An Khang, 28 Street 19, An Phu Ward, Ho Chi Minh City
ホームページ	<a href="https://changevn.org/">https://changevn.org/</a>
設立年	2013
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 野生動物を用いた違法な製品の撤廃</li> <li>• プラスチックのリサイクル・リユース、自転車利用などの環境保護活動の実践</li> <li>• 循環経済に向けた戦略の策定、および持続可能な事業政策の実行</li> <li>• 環境への負荷が小さい材料の使用</li> <li>• 有害廃棄物による汚染の削減</li> <li>• 省エネルギー、消耗品の選択といった気候変動対策のための日常の習慣の改善を奨励</li> <li>• 気候変動や環境汚染対策の政策提言や事業の実施、再生可能エネルギーの開発促進</li> </ul>



## 環境保全、廃棄物管理、気候変動対策活動を行う団体(2)

組織	Ham Long Research and Support Centre for Social Works (HLC)
住所	3rd Floor, Viettel Building, 11 Ly Thuong Kiet, Hue City
ホームページ	<a href="https://www.hamlong.org.vn/">https://www.hamlong.org.vn/</a>
設立年	2016
活動概要	<ul style="list-style-type: none"><li>• 環境保全、気候変動・防災への対応、および天然資源の持続可能な利用の促進</li><li>• 脆弱なコミュニティへの公衆衛生サービスの提供などに係るプロジェクトの提案・実施</li><li>• 社会的弱者の健康管理に係る研修、会議、セミナーの開催</li></ul>



## 大衆組織(1)

組織	ベトナム女性連合 Vietnam Women's Union (VWU)
住所	39 Hang Chuoi, Hanoi City
ホームページ	<a href="http://hoilhpn.org.vn">http://hoilhpn.org.vn</a>
設立年	1930
活動概要	<ul style="list-style-type: none"><li>• 女性の幸福な家庭づくりに必要な情報提供、支援。</li><li>• 起業、経済発展、環境保護への女性の動員・支援</li><li>• より強靱な女性組織の構築と、国際関係強化</li></ul>



## 大衆組織(2)

組織	ホーチミン共産党青年団 Ho Chi Minh Communist Youth Union
住所	62 Ba Trieu, Hoan Kiem District, Hanoi City
ホームページ	<a href="http://english.doanthanhvien.vn/">http://english.doanthanhvien.vn/</a>
設立年	1931
活動概要	<ul style="list-style-type: none"><li>• 民主的で繁栄した公正なベトナムを実現するための活動</li><li>• 若者の社会主義理念に係る教育</li><li>• 経済開発への積極的な参画</li></ul>





### 大衆組織(3)

組織	Union of Friendship Organizations of Ben Tre Province
住所	11a Ngo Quyen, Ward 3, Ben Tre City, Ben Tre Province
ホームページ	<a href="https://www.facebook.com/LHHNT/">https://www.facebook.com/LHHNT/</a> (Facebook)
設立年	2015
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>Ben Tre Provincial Union of Friendship Organizations は、平和、連帯、友好、開発協力のために、ベンチエ省をはじめとする諸外国と NGO との友好協力関係を構築・発展させるため、政治、経済、文化、社会、科学などの分野で活躍する個人・団体の団結を図っている。</li> </ul>



### 4-3 JICA 草の根技術協力事業からみる日本とベトナムの連携事例

日本の NGO とベトナムの NGO、大衆組織との連携事例としては、以下が挙げられます。

- 職能の強化：日系企業のニーズへの対応など、十分な能力を有する技術者の育成支援
- 地域振興、産業育成：地域格差の解消を目的とし、地域の既存資源を活用した地域振興、産業育成支援
- 環境問題への取り組み：日本の政策・戦略を参考とした、水質汚濁の低減、廃棄物管理の改善、気候変動対策
- 保健・医療・福祉分野：多様な医療分野に対する研修の実施、社会的に脆弱なグループへの支援強化

- 職能の強化については、日本の「ものづくり」の技術・経験がベトナム側へ伝えられています。これにより、カウンターパート、受益者の能力強化が図られると共に、日系企業のニーズへの対応能力の向上も期待できます。
- 地域振興、産業育成については、カウンターパートと併せ、受益者なる地域の団体と連携した参加型アプローチが図られています。また、既存資源や技術の活用を図った活動が行われています。
- 環境問題への取り組みについても、職能強化と同様に日本の技術・経験を伝えることが重要となります。地域振興、産業育成などの他の分野と連携した支援が行われた事例もあります。
- 保健・医療・福祉分野については、ベトナムの医療従事者に対する日本の技術・経験を伝えるとともに、受益者となる地域の団体と連携した参加型アプローチの福祉活動を行った事例が見られます。

## 職能の強化の連携事例(1)

組織・機関名	ドンナイ省工業団地管理局 Dong Nai Province People's Committee, Dong Nai Industrial Zones Authority (DIZA)
住所	No.26, 2A Street, Bien Hoa II The Industrial Park, Bien Hoa City, Dong Nai Province
ホームページ	<a href="https://diza.dongnai.gov.vn/">https://diza.dongnai.gov.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(地域活性型)「ドンナイ省におけるものづくり人材育成事業」のカウンターパートとして、2014～2017年に活動を実施。ベトナムの日系中小企業のニーズに基づき、3S(整理・整頓・清掃)および安全の基礎など「日本型ものづくり」の知識と実施手法に係る研修を地域のモデル校に提供、実施した。また、ドンナイ省工業団地管理局、日系企業、モデル校で構成される事業推進委員会を設立し、モデル校卒業生と就職先のなる本邦企業をつなぐ枠組みを構築した。





## 職能の強化の連携事例(2)

組織・機関名	ハナム省職業訓練短期大学 Ha Nam Vocational College (HNVC)
住所	88, Le Hoan, Quang Trung District, Phu Ly City, Ha Nam Province
ホームページ	<a href="https://cdnhanam.edu.vn/">https://cdnhanam.edu.vn/</a>
活動内容の例	JICA草の根技協(地域活性型)「ハナム省におけるものづくり人材育成事業」のカウンターパートとして、2017～2020年に活動を実施。5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)、安全、教員のものづくりの基礎知識向上の支援に係る研修を受講。得られた知見を下に、大学構内を5S・安全の実践の場として捉え、教員が学生と共に定期的に改善と効率化を図る取り組みを行った。また、活動の結果を校内に掲示し、改善後の様子を教員と学生に可視化できるようにした。ものづくりの基礎知識については、HNVCの教員が訪日研修時に受けた実習や授業を参考にして、HNVCの環境に合わせたオリジナル教材を作成した。



## 地域振興、産業育成の連携事例(1)

組織・機関名	ゲアン省観光局 Department of Culture, Sports and Tourism, Nghe An Province
住所	74 Nguyen Thi Minh Khai, Vinh City, Nghe An
ホームページ	<a href="http://vh.tn.nghean.gov.vn/">http://vh.tn.nghean.gov.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(パートナー型)「ヘリテージツーリズムによる辺境農漁村の生計多様化プロジェクト」のカウンターパートとして活動。2016～2018 年まで、地域の農漁村を対象とし、文化資源、自然資源、人的資源を活用し、ツーリズムを通じてた人材交流を促すことで、地域の収入手段の多様化を目指した。具体的な活動として、観光活動グループの形成、自主的な協同組合設立、旅行会社との連携、ベトナム専門人材の活用などの支援を行なった。



## 地域振興、産業育成の連携事例(2)

組織・機関名	ナムザン郡人民委員会 Nam Giang District People's Committee
住所	Ca Dy Commune, Nam Giang District, Quang Nam Province
ホームページ	<a href="http://namgiang.quangnam.gov.vn/">http://namgiang.quangnam.gov.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(パートナー型)「ベトナム国ナムザン郡少数民族地域における住民主体による地域活性化のための人材育成事業」のカウンターパートとして 2016～2020 年に活動を実施。農産物や織物、観光ツアーに係る商品開発を行うと共に市場開拓について検討した。また、ベトナム政府が進めていた一村一品運動とコラボレーションし、ダナン市の旅行代理店、お土産品店、クラフトショップで、開発した商品を販売した。



地域振興、産業育成の連携事例(3) ※環境問題への取り組み含む

組織・機関名	フエ市経済部 Economic Affairs Bureau, Hue City
住所	16 Le Loi, Hue City
ホームページ	<a href="http://vpubnd.thuathienhue.gov.vn/">http://vpubnd.thuathienhue.gov.vn/</a>
活動内容の例	JICA草の根技協(パートナー型)「フエ市零細農家向け農畜産業経営強化支援プロジェクト」のカウンターパートとして活動。2014～2019年に、バイオガスダイジェスター(家畜糞尿を処理しバイオガスを発生するタンク)を導入し、家畜糞尿の悪臭問題の改善などに取り組んだ。また、安心安全な野菜を売るための直売所をフエ市内に設置した。





## 環境問題への取り組みの連携事例

組織・機関名	ハイフォン市人民委員会 Hai Phong People's Committee
住所	18 Hoang Dieu, Minh Khai Ward, Hong Bang District, Hai Phong City
ホームページ	<a href="https://haiphong.gov.vn/">https://haiphong.gov.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(地域活性型)「観光島カットバの水環境改善に向けた協働体制づくりの協力支援」のカウンターパートとして 2015～2017 年に活動を実施。滋賀県とも連携し、統合型の流域管理コンセプトである「琵琶湖モデル」を参考とし、ハロン湾域全体の環境保全に取り組んだ。2020～2022 年には、フェーズ2として JICA 草の根技協(地域活性型)「琵琶湖モデルを活用したハロン湾・カットバ島沿岸水域の適切な保全に向けた支援」を実施し、水環境の課題を抱えていたカットバ島において、現地の様々なステークホルダーが連携し、水環境改善に係る自立的・継続的な活動の展開をコーディネートしている。



## 保健・医療・福祉分野の連携事例(1)

組織・機関名	ホーチミン市医科薬科大学 University of Medicine & Pharmacy Ho Chi Minh City (UMP)
住所	217 Hong Bang, Ward 11, District 5, Ho Chi Minh City
ホームページ	<a href="https://ump.edu.vn/">https://ump.edu.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(パートナー型)「ベトナム南部における科学的根拠に基づく患者中心の保健医療サービス向上：大学と医師会の連携イニシアチブ」のカウンターパートとして 2017～2021 年に活動を実施。同大学の病院から、医師を選定し、日本で臨床データの分析といった疫学研修を受講。研修を終了した医師達はベトナムに帰国後、病院にて指導者となり実践指導を行った。



## 保健・医療分野の連携事例(2)

組織・機関名	保健省人口・家族計画総局 General Office for Population and Family Planning, Ministry of Health
住所	Buidling D20, Street No. 8, Ton That Thuyet, My Dinh 2, Nam Tu Liem, Hanoi
ホームページ	<a href="http://gopfp.gov.vn/">http://gopfp.gov.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(支援型)「高齢化対策としての介護予防事業の支援」のカウンターパートとして活動。2017～2021年にわたり、日本の経験を活用した「転ばない体操」を含む介護予防プログラムの持続的運営を通して、高齢者介護予防に関わるベトナム政府人材の能力強化を目指した。具体的には、保健省の政策決定に従事する職員の高齢化対策に関する研修受講、高齢者コミュニティでの体操の実施、高齢者自身が活動を続けられるようなDVD教材を作成。併せて、YouTubeなどのSNSやスマートフォンアプリを通じて活動紹介を行い、ネット接続ができれば場所を問わず活動が行える環境を整備した。



### 保健・医療・福祉分野の連携事例(3)

組織・機関名	ダナン師範大学 Da Nang University of Science and Education (The University of Da Nang)
住所	459 Ton Duc Thang, Lien Chieu District, Da Nang City
ホームページ	<a href="https://en.ued.udn.vn/">https://en.ued.udn.vn/</a>
活動内容の例	JICA 草の根技協(支援型)「心理リハビリテーションを通じた発達障害児など支援指導者育成事業」のカウンターパートとして、2018～2021 年にかけて活動を実施。日本での心理リハビリテーションに係る研修を受講し、技術を習得した。また、心理・障害児教育・福祉などの分野で活用されている心理リハビリテーション(動作法)について、ベトナムで初となるマニュアルを作成した。自立的な活動も行っており、本事業の下で技術を習得したベトナム人教員が講師となり、研修会を実施した。





## 保健・医療・福祉分野の連携事例(4)

組織・機関名	ダナン医薬技術大学 Da Nang University of Medical Technology and Pharmacy
住所	99 Hung Vuong, Hai Chau District, Da Nang City
ホームページ	<a href="http://dhktyduocdn.edu.vn/">http://dhktyduocdn.edu.vn/</a>
活動内容の例	<p>JICA草の根技協(地域活性型)「ダナン市の看護職を対象にした老年ケア・キーパソン養成事業」のカウンターパートとして2015～2017年にかけて活動を実施。看護職員が老年ケアの理念の研修と技術移転を受けた。当該活動実績を下に、2018～2022年まで、JICA草の根技協(パートナー型)「ダナン市・グハンソン地区の地区病院を中心とする老年ケア・プログラム定着と人材育成事業」を実施している。同事業ではダナン市グハンソン地区病院と4つの保健センターを中心に、日本の老年ケアの技術・経験を踏まえ、ベトナムで持続できるよう改良した老年ケア・プログラムの構築を目指している。</p>





## 表紙の写真

JICA 草の根技術協力事業(支援型)「高齢化対策としての介護予防事業の支援」  
(実施機関:社会福祉法人やすらぎ福社会—ベトナム保健省人口家族計画総局)



JICA ベトナム事務所

住所: CornerStone Building 11F, 16 Phan Chu Trinh St., Hoan  
Kiem Dist., Hanoi, Vietnam

電話: +84 (24) - 3831 - 5005~8

JICA ベトナム事務所 ホーチミン出張所

住所: Saigon Riverside Office Center 9F, 2A-4A Ton Duc Thang  
St. , Dist.1, Ho Chi Minh City, Vietnam

電話: +84 (28) - 3827 - 4942